

## 訪問型サービス（予防訪問相当）の基本報酬の単位の概要（A2）

令和6年4月1日から

|                | 区分                          |                   | 単位           |
|----------------|-----------------------------|-------------------|--------------|
| 1月当たりの回数を定める場合 | 標準的な内容の訪問型サービス（予防訪問相当）である場合 |                   | 287単位（1回につき） |
|                | 生活援助が中心である場合                | 所要時間20分以上45分未満の場合 | 179単位（1回につき） |
|                |                             | 所要時間45分以上の場合      | 220単位（1回につき） |
|                | 短時間の身体介護が中心である場合            |                   | 163単位（1回につき） |

福津市：6級地（10.42）

※1 1月につき、3,727単位の範囲で所定単位数を算定します。

※2 「生活援助が中心である場合」については、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の訪問型サービス（予防訪問相当）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。

※3 報酬単価は、上記単位に地域区分（福津市は6級地）を乗じた額とします。

※4 上記基本報酬の単位の見直しのほか、令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（口腔連携強化加算の導入など）を行っています。

【参考】令和6年3月31日まで

|                       | 区分                        |                   | 単位                                       |
|-----------------------|---------------------------|-------------------|------------------------------------------|
| 訪問型サービス費（IV）          | 事業対象者・要支援1・2<br>（週1回程度）   | 1月の中で全部で4回まで      | 268単位（1回につき）<br>※月5回は包括報酬1,176単位が上限      |
| 訪問型サービス費（V）           | 事業対象者・要支援1・2<br>（週2回程度）   | 1月の中で全部で5回から8回まで  | 272単位（1回につき）<br>※月9回から10回は包括報酬2,349単位が上限 |
| 訪問型サービス費（VI）          | 事業対象者・要支援2<br>（週2回を超える程度） | 1月の中で全部で9回から12回まで | 287単位（1回につき）<br>※月13回から15回は包括報酬3,727単位   |
| 訪問型サービス費<br>（短時間サービス） | 事業対象者・要支援1・2<br>（20分未満）   | 1月につき22回まで        | 167単位（1回につき）                             |